

赤穂市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針

第1 趣旨

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、兵庫県が定めた兵庫県公共建築物木材利用促進方針に即して、赤穂市における木造・木質化等を推進するため、「赤穂市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」（以下、本方針という。）を下記のとおり定める。

第2 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

本方針は、赤穂市における公共建築物の木造化及び内装等の木質化並びに土木資材、備品類、消耗品等を対象とする。

- 1 赤穂市は、公共建築物の整備において、可能な限り木造化又は内装等の木質化に努めることとする。
- 2 赤穂市は、公共土木工事等における工作物について、木材（間伐材）の利用をすすめるとともに、木材（間伐材）を利用した備品類、消耗品等の購入促進に努めるものとする。

第3 赤穂市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

赤穂市が整備する公共建築物等においては、法令や機能等の制限により木材の利用が困難なものを除き、以下のとおり木材の利用をすすめるものとする。

また、多くの市民が木造化及び内装等が木質化された施設等に触れ親しみ、木材の持つ優れた特性や木材利用の意義を知ることが出来るようPR及び普及に努めるものとする。

- 1 低層の公共建築物を中心に木造化に努めるものとする。
- 2 直接又は報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる展示効果の高い部分を中心に、内装等の木質化を促進するものとする。
- 3 公共土木工事等の工作物について木材（間伐材）の利用をすすめるものとする。
- 4 公共建築物において、ぬくもりと機能性をもつ自然素材として、木材を原材料として使用した備品類・消耗品等の利用に配慮する。
- 5 なお、木造化が困難な建築物は、内装等の木質化をすすめるものとする。

また、法令や機能等の制限により内装等の木質化が困難な施設については、リラックス効果等の見込まれる木材利用が効果的な部分を中心に、木製備品や調度品等の導入に努めるものとする。

第4 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

- 1 公共建築物等の整備に当たっては、建設コストのみならず、維持管理や解体廃棄コストを含めたライフサイクルコストを検討するほか、木材利用の意義や効果を配慮する。

備品や消耗品についても、購入コストや木材利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

- 2 市の関係部局間の連絡・調整及び「赤穂市の公共建築物等における木材利用促進プラン（仮称）」の策定により、公共建築物等における木材利用を計画的に推進するものとする。
- 3 公共建築物等の木材利用を推進するためには、市町域にとどまらない広域的な視点にたった木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況など木造化・木質化に関する情報共有が必要なことから、県・他市町との連携を図りながら木材利用の推進に努めるものとする。